

同性の当事者による婚姻に関する意見書

2019年（令和元年）7月18日

日本弁護士連合会

目次

第1	意見の趣旨	1
第2	本意見書発出の経緯	1
第3	同性婚の現状	1
1	同性婚に関する民法及び実務上の取扱い	1
2	性的指向について	2
3	婚姻の意義と効果	3
4	国際機関からの勧告等	4
5	諸外国・地域の状況	5
6	自治体のパートナー宣誓等について	5
7	弁護士会・法学研究者	6
8	裁判の現状	6
第4	当連合会の意見	7
1	同性婚と憲法13条	7
2	同性婚と憲法14条	8
3	憲法24条における同性婚についての許容性	12
4	家族法上の制度としての「同性パートナーシップ制度」	14
5	結語	16
	(別紙 同性婚が認められないことによる不利益の例)	17
	(別紙 諸外国・地域の状況)	18

第1 意見の趣旨

我が国においては法制上、同性間の婚姻（同性婚）が認められていない。そのため、性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。

これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。

したがって、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。

第2 本意見書発出の経緯

2015年7月7日、455名の者から、当連合会に対して、現在日本において同性間の婚姻が認められていないことが同性愛者、両性愛者等、同性婚を求める者の存在を無視しその人権を不当に侵害するものであることを理由として、人権救済の申立てがなされた。同事件に関する当連合会の調査の過程において、当連合会の見解を一般的な形で発表することが適切であると考えに至り、本意見書を発出するものである。

第3 同性婚の現状

人の性的指向は多様であり、異性に向く者もあれば、同性に向く者もあり、同性にも異性にも向く者など様々な人がある。しかし、我が国の法制度上、法令上の性別が同性の者同士の婚姻（以下「同性婚」という。）が認められていないために、自らの性的指向に従う限り、法的な婚姻ができず、婚姻によって与えられる各種の法的効果や社会的便益を得られない地位に置かれている者がある。そういった人々が経験している不利益の典型的な例は、別紙「同性婚が認められないことによる不利益の例」のとおりである。

1 同性婚に関する民法及び実務上の取扱い

民法は、同性婚が有効か無効かについては明示していない。しかし、法務省は「戸籍事務は、同性婚を認めないとする民法に従って、処理されるものと考えています。」との見解を示しており（平成28年10月7日付け法務省民一第949号）（かかる法務省見解は、民法は婚姻の当事者を繰り返し「夫婦」と呼んでいることを踏まえ、男性と女性の2名が婚姻することを想定している

との理解を前提としていると解される。)、国及び自治体においては、民法では同性婚は認められていないとの解釈のもと、戸籍実務が行われている。

2 性的指向について

(1) 性的指向とは

性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛感情や性的な関心がどのような性別に向かうかの指向をいう¹。性的指向は、誰にとってもその人のアイデンティティーに深く関わる事柄であり、異性愛の人は、その人とは異なる性の人に惹きつけられ、両性愛の人は同じあるいは異なる性の人に惹きつけられ得る。性的指向は、性自認とは必ずしも関連するものではない²。

(2) 性的指向についての認識

性的指向は、世界的にも精神医学界において、長い間、障害とみなされ、治療の対象とされてきた。しかし、1990年5月17日、WHO (世界保健機構) の国際疾病分類改訂版第10版 (ICD-10) において、「同性愛」の診断名が廃止され、「性指向自体は障害と考えられるべきではない」との注記が付されたことで、世界的に性的指向に関する認識が改められた。日本精神神経学会も、1995年、「ICD-10に準拠し、同性への性指向それ自体を精神障害とみなさない」との見解を明らかにした。

(3) 性的指向による差別

日本において、同性愛者は、長らく強固な差別や偏見の対象となってきた。1990年4月、東京都教育委員会が同性愛者のグループに対し、府中青年の家の宿泊利用を拒否し、その後、この処分の違憲・違法性が裁判で争われた。1997年の控訴審東京高裁判決 (東京高判平成9年9月16日判例タイムズ986号206頁) は、1990年当時において一般国民の同性愛者についての知識が乏しかったとしても、公権力には、少数者である同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているのであるから、公権力が、少数者である同性愛者に無関心であったり知識がないということは許されない旨を判示した。

2010年12月及び翌年2月、東京都知事が同性愛者のテレビ出演について、「(同性愛者は) どこかやっぱり足りない感じがする。」「日本を駄

¹ より詳しくは「異なる性別、同一の性別又は一つ以上の性別の個人と深く感情的に、愛情的に、及び性的に惹きつけられ得ること並びに親密な、及び性的な関係を有することについての各個人のあり得る幅 (capacity)」を言う (ジョグジャカルタ原則前文 <http://www.yogyakartaprinciples.org/preamble/>)。

² 国連 Free & Equal <https://www.unfe.org/wp-content/uploads/2017/05/LGBT-Rights-FAQs.pdf>。

目にする我欲を満たすための野放図な害悪」などと発言した。当連合会は、これらの発言に対する人権救済申立事件において、2014年4月22日、性的少数者の人権を侵害していると指摘して、警告を行った³。

(4) 同性愛及び同性婚に対する国民の意識

近時、我が国においても同性婚に関する国民の意識を問う調査が繰り返し行われ、同性婚を認める意見が過半数を示している。

① 2015年に研究者グループによる性的マイノリティについての意識に関する調査⁴が行われ、全国の20歳から79歳までの者について住民基本台帳による層化二段無作為抽出法により調査対象を抽出し、2600票を配布し1259票を回収した結果、同性婚の賛否については、全体では賛成とやや賛成の合計が51.2%、反対とやや反対の合計が41.3%であった。

② NHKは2017年3月住民基本台帳から層化無作為二段抽出した全国の18歳以上の4800人を対象に世論調査を行い、2643人から回答を得ており、同性婚を認めるべきかについて、そう思うが50.9%、そうは思わないが40.7%であった。

3 婚姻の意義と効果

(1) 我が国の婚姻制度

近代的な婚姻法においては、婚姻は当事者の合意の成立に基礎を置くものであり、当事者の人格的な結合であることを本質的要素としてきた。我が国の婚姻制度も、このような近代的な考え方を基礎として、婚姻を当事者の合意のみによって成立するものと捉え、男女の結合に法的承認を与え、民法をはじめとする各種法令において、婚姻の効果として、当事者の権利及び義務を定めている。

(2) 婚姻の意義の変化

家族に関する考え方は、国民の意識や社会の変化とともに変容していくも

³ 日本弁護士連合会「東京都知事による性的少数者差別発言に関する人権救済申立事件(警告)」(2014年4月22日) (「いずれも、東京都知事としての発言であり、同性愛者等の性的少数者(略)を蔑視し、社会から排除しようとする差別発言であるとともに、性的少数者に対する差別あるいは差別意識を助長する発言であり、性的少数者の人権を侵害している。」) <https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/complaint/year/2014/140422.html>。

⁴ 釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也『性的マイノリティについての意識—2015年全国調査報告書』149-182頁(科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ(研究代表者 広島修道大学 河口和也)編・2016年)。年齢層別では、20~30代は賛成72.3%、反対23.6%、40~50代は賛成55.1%、反対39.1%、60~70代は賛成32.3%、反対56.2%であった。

のであって、婚姻についての考え方も同様である。

現行法上も、年齢や心身の状況から生殖や性関係の可能性がない場合や、臨終婚や受刑中の者との婚姻のように共同生活の可能性すらなくても、婚姻は認められているが⁵、近時は、少子化や晩婚化が進み、子を持たない夫婦も増加傾向にある。このことは、国民の間では、婚姻の意義についての認識が、生殖と養育の場から、夫婦の親密な生活の場へと変化しつつあることを示す。

また、婚外子差別の撤廃、特定の事項について配偶者に事実婚の配偶者を含める法律や行政上の取扱い等、これまで法律婚にのみ認められてきた法的保護の一部が、法律婚以外の当事者にも与えられるケースも増えている。

しかしながら、このような変化はいまだ一部にとどまっており、我が国における各種法制度は、今でも法律婚を中心に構築され、国民の意識の中に法律婚を尊重する意識が強いのも事実である。

4 国際機関からの勧告等

(1) 国連人権高等弁務官から各国への勧告

国連人権理事会の2014年の決議に基づく国連人権高等弁務官の2015年5月4日の報告書(A/HRC/29/23)では、同性のカップルとその子どもに法的な承認を与え、伝統的に婚姻しているパートナーに与えられてきた便益(年金、税金、財産承継を含む。)を差別なく与えることが勧告されている。

(2) 日本に対する自由権規約委員会の総括所見

自由権規約委員会の第5回政府報告に関する総括所見(2008年10月30日)では、性的少数者に対する雇用、住居、社会保障、健康保険、教育等における差別があることに懸念を有する(規約2条(1)及び26条)(パラグラフ29)等とされた。また、同委員会の第6回政府報告に関する総括所見(2014年8月20日)では、さらに性的少数者に対する社会的ハラスメントとスティグマの付与、並びに自治体が運営する住宅制度から同性カップルを排除する差別的規定について懸念が表明され(第2条及び第26条)、締約国は、性的指向及び性同一性を含む、あらゆる理由による差別を禁止する包括的な反差別法を採択すべきである(パラグラフ11)とされている。

(3) 日本に対する社会権規約委員会の総括所見

⁵ 二宮周平『新注釈民法(17)親族(1)』「前注731条～771条」67～69頁、76頁(有斐閣、2017年)。上野雅和『新版注釈民法(21)』178～179頁(有斐閣、1989年)。

第3回政府報告書に関する社会権規約委員会の総括所見（2013年5月17日）では、女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念が表明され(第2条2)、委員会は締約国に対して、これら差別の解消のため法改正等を要求する（パラグラフ10）とされている。

(4) 日本に対する国連人権理事会普遍的定期的審査

国連人権理事会における普遍的定期的審査（2008年，2012年，2017年）において、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じることなどが勧告されている。

5 諸外国・地域の状況

(1) 諸外国の動き

諸外国においては、ヨーロッパ、北米及び中南米諸国を中心に、この数年の間で同性婚を認める国が増えており、また、人権保障上、同性婚を認めなければならないとの司法判断も複数なされている。

(2) 同性婚を認める国・地域

2019年5月現在、同性婚が認められていることが確認できている国・地域は、英国（ただし、北アイルランドを除く。）、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、アイルランド、ドイツ、フランス、デンマーク、オランダ、スペイン、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、ポルトガル、アイスランド、グリーンランド、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、コロンビア、南アフリカ共和国、マルタ及び台湾である（主要国において同性婚が認められるまでの経緯は、別紙「諸外国・地域の状況」のとおりである。）。

6 自治体のパートナー宣誓等について

(1) 渋谷区の条例

渋谷区は、2015年、条例により、区長が同性カップルのパートナーシップに関する証明をすることができることを定めた。同条例は、区民及び事業者に対し、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮することを求め、また区内の公共的団体等にもパートナーシップ証明を十分に尊重し公平かつ適切な対応をすることを求めている。

(2) 世田谷区の要綱

世田谷区は、2015年、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱により、同性カップルが区職員の面前において区長に対しパートナーシップの宣誓を行い、宣誓書及び受領証を交付することを定めた。

(3) その他

その後、類似の同性のパートナーシップに関する要綱等は、三重県伊賀市・兵庫県宝塚市・沖縄県那覇市（2016年）、北海道札幌市（2017年）⁶、福岡県福岡市・大阪府大阪市・東京都中野区（2018年）、千葉県千葉市・群馬県大泉市（2019年1月）などでも制定されている⁷。

(4) 民法上の効力

以上の自治体における制度は、いずれも家族に関する法の基本を定める民法の婚姻の制度を変更修正する効力を持つものではない。しかし、公権力が明確に同性に性的指向が向く者の存在を認め関心を示したという点において画期的な意義を持ち、同性婚に対する人々の理解を促進している。

7 弁護士会・法学研究者

北海道弁護士会連合会は、2018年7月27日、異性間では認められている婚姻が同性間では認められていないことが、同性間での婚姻を求める者に対する人権侵害にあたるとして、政府及び国会に対し、同性間の婚姻を認める法制度を整備することを求める旨の決議をなしている。福岡県弁護士会も、2019年5月29日、定期総会において「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を採択し、同性婚の法制化を求めた。

日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会は、2017年9月29日、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして－婚姻・教育・労働を中心に－」において、「婚姻の性中立化（性別を問わないこと）に向けた民法改正」として同性婚法制化を提案している⁸。

8 裁判の現状

近時、同性カップルの保障に関する訴訟が相次いで提起されている。

⁶ 「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者」が利用できる点において、各人が認識する自らの性別の在り方が多様であることについて配慮したものとなっている。

⁷ この後、東京都豊島区・東京都江戸川区・東京都府中市・神奈川県横須賀市・神奈川県小田原市・大阪府堺市・大阪府枚方市・岡山県総社市・熊本県熊本市（いずれも2019年4月）、栃木県鹿沼市・宮崎県宮崎市（2019年6月）・北九州市・茨城県（2019年7月）がパートナーシップの関係を認める何らかの制度を導入している。

⁸ 同様の提案として、家族法改正研究会 最終報告（2）「家族法改正－その課題と立法提案」2-19頁（戸籍時報751号・2016年）及び日本家族＜社会と法＞学会編『家族＜社会と法＞ 33号』（日本加除出版株式会社・2017年）98-99頁。

例えば、2017年3月には外国籍の同性パートナーに在留特別許可が認められるべきとして東京地方裁判所に退去強制令書発付処分等取消請求訴訟が提起され、2019年3月、裁判所の勧告を受けて、国が当該同性パートナーの在留特別許可を認めるに至った（在留資格は定住者）。

また、2019年2月14日には、全国の13組の同性カップルが4つの地方裁判所において、同性間では婚姻できないことが違憲であると主張して、国に対し立法不作為による国家賠償を請求する訴訟を提起し、大きく報じられた（「結婚の自由をすべての人に訴訟」）。

第4 当連合会の意見

1 同性婚と憲法13条

(1) 婚姻の自由の保障

憲法13条は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しており、その一内容として自己に関する事柄について、公権力の干渉を受けることなく、自ら決定することのできる権利（自己決定権）を保障している。家族の維持形成に関わる事柄についても、個人の自己実現、自己表現という人格的な価値を有するが故に、そこに自己決定の権利が保障されている⁹。そして、婚姻は家族の維持形成における中心的な事柄であるから、憲法13条により自己決定権として婚姻の自由、すなわち、婚姻するかしないか、いつ誰と婚姻するのかの自由が保障されていると言える¹⁰。

(2) 同性同士の結合を異性同士の婚姻と同様に保障する必要性

同性同士の結合の場合に異性同士の結合と同様、憲法13条の婚姻の自由が保障されるべきか。自己決定権として婚姻の自由を捉えるときの婚姻の本質的な要素は、当事者の人格的な結合である。この人格的な結合は、相手と継続的に協力し合い親密で人格的な結び付きを維持形成することであり、人格的生存に深く関わる価値を持つ。そして、同性愛者（ただし両性愛者であり同性との婚姻を望む者も含む。本稿において以下同じ。）も、人生において継続的に協力し合う関係を持つ相手（性的指向に適う同性の相手）を選択し、自ら選択した相手と継続的に親密で人格的な関係を維持形成している。

⁹ 佐藤幸治『憲法 第3版』460～461頁（青林書院・1995年）、同『日本国憲法論』190～191頁（成文堂・2011年）、芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』394頁（有斐閣・1994年）。

¹⁰ 婚姻という法制度を利用する権利という側面を含む。長谷部恭男『憲法の理性 増補新装版』「国家による自由」133頁（東京大学出版会・2016年）においては、「婚姻は、それにかかわる法制度の存在を前提としており、婚姻の自由とは、法の設定する様々な効果へのアクセスを保障する権利である。」と指摘されている。

したがって、これらの点で、同性同士の結合の場合においても、婚姻の自由を保障する必要性があることに違いはない。

また、婚姻は、いわゆる伝統的な考え方からは、生殖と養育の場としての意義も重要であるとされている。そして、同性同士の結合の場合には、自然な生殖の可能性はないという点で、異性同士の結合とは異なる。しかし、異性同士の結合であれば、生殖の可能性や子を持つ意思がなくても、当然のごとく婚姻として認められている。このことからすれば、夫婦間の自然な生殖の可能性の有無によって婚姻の自由の保障が及ぶか否かを異別に解するのは必ずしも相当ではない。また、養育の場という意味では、同性同士の結合においても、相手方が養子縁組した子やかつて異性の者との間に生まれた子を二人が協力して養育していることがある。したがって、異性同士の結合の場合と同性同士の結合の場合とで、子の養育の場としての意義の重要性は必ずしも変わるとは言えない。

(3) 小括

異性同士の結合に自己決定権としての婚姻の自由が認められている根拠はそれが人格的生存に深く関わる価値を有するところにある。同性同士の結合も異性同士の結合と同様に人格的生存に深く関わる価値を有する。したがって、同性同士の結合にも、自己決定権としての婚姻の自由が保障されるべきことは明らかである¹¹。

2 同性婚と憲法14条

(1) 問題の所在

憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、法の下での平等を保障した。

現在、性的指向が異性に向く者は、その選択した者を配偶者として婚姻（法制度上の婚姻を意味する。）できるのに対して、性的指向が同性に向く者は、その選択した者を配偶者として婚姻できないことから、性的指向を区分として法的に婚姻できるかについて異なる取扱いがなされている。

そこで、このような異別の取扱いを行うことが憲法14条の定める平等原則に反しないかが問題となる。

¹¹ 卷美矢紀「Obergefell 判決と平等な尊厳」憲法研究2019年5月号103-115頁は、「同性婚の禁止は、婚姻の自由に対する侵害と構成しうるとしても、侵害の正当化が成功すれば合憲となる。しかし、同性婚の禁止には、そもそも緩やかな審査基準で要求される「正当な」利益すらないというのが、Obergefell 判決が示唆するところである」（113頁）とする。

(2) 合憲性審査の方法

一般に、異なる取扱いの根拠とされている区分が人種、信条、性別、社会的身分又は門地といった区分であるときには、厳格な審査基準によるとされている¹²。それらの区分は歴史的に強固な差別の根拠とされてきたものであり、また、それらの区分は本人の意思によっては左右できないものであるから、強い正当化事由がない限り、原則として、差別は禁止されるのである。かかる観点に照らしても、性的指向は、本人の意思によっては左右できないもの¹³であり、同性愛は歴史的にも強固な差別の根拠となってきたものであるから¹⁴、列挙されている事由と同様に、厳格な基準をもって判断すべきであると考えられる¹⁵。

したがって、性的指向によって別異の取扱いをすることは、強い正当化事由がない限り禁止される。

(3) 関わる権利の性質の違いに応じた厳格度

以上に述べたように差別の事由の違いによって厳格度に差異があるべきであるが、他方で、平等原則と関わり享受し得る権利の性質の違いに応じて厳格度に差異があるとも説かれている¹⁶。すなわち、異なる取扱いの結果として、基本的な権利や重要な利益について享受できるかについて大きな違いが生じるとすれば、厳格な判断が要請される。

¹² 佐藤・前掲(注9)『憲法 第3版』471頁は「憲法は、平等思想の根源と過去の経験(過去の悲惨な差別、本人の努力によってはどうにもならない社会的汚名、等々)に鑑み、一定の事項(後段列挙事由)については特に「差別」を警戒し、その事項に関してはやむにやまれざる特別の事情が証明されない限り「差別」として禁止する」と述べている。川岸令和「第14条法の下での平等、貴族の禁止、栄典」(長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』172頁(有斐閣コンメンタール・2017年)は、憲法14条の1項後段列挙事項について、「近時、最高裁は、自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄を理由として法的に別異の取扱いをすることに対して慎重に審査するようになってきている。」と説明する。最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁(国籍法違憲判決)が「父母の婚姻という、子にはどうすることもできない父母の身分行為」の有無による異なる取扱いを不合理な差別と判示した件や、最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁(法定相続分差別事件)が「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないと判示した件が挙げられる。

¹³ 「同性愛は人間のセクシュアリティの正常な表現であって、一般的には選択できるものではなく、変更することは高度に困難なもの」とであるとされている(*Obergefell v. Hodges*, 135 S.Ct. 2584 (2015)におけるアメリカ精神医学会等からの意見 Brief of American Psychological Association et al.

<http://www.apa.org/about/offices/ogc/amicus/obergefell-supreme-court.pdf>)。

¹⁴ 性的マイノリティに対する差別的インパクトを指摘するものとして、佐々木弘通「第14章 平等原則」『憲法学の現代的論点 第2版』337頁(有斐閣・2009年)。

¹⁵ 渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達郎『憲法I 基本権』454頁(2016年・日本評論社)では、憲法14条1項後段列挙事由は歴史的に特に疑わしい別異取扱いを例示したものとする立場においても、性的マイノリティーも社会的身分による区別と考えられるとする。

¹⁶ 芦部信喜『憲法学III 人権各論(1)』27頁(有斐閣・1998年)。

現在、法律上の婚姻をした夫婦には、民法だけでなく、様々な法令上の利益¹⁷や社会生活上の有形無形の便益¹⁸が与えられている。しかし、同性同士の結合の場合には、どんなに親密で人格的な関係を築いても、法律上の婚姻が認められていない以上、これらの法的利益や社会的便益を享受することはできない。しかも、婚姻の場合に認められている法的利益や社会的便益の中には、人格的利益に深く関わる重要なものも少なくない。また、同性同士の結合の場合、そこで養育されている子どもは、両方の親の親権に同時に服することはできず、法的に不安定な地位に置かれており、同性婚が認められ、婚姻当事者と養育している子どもとの間に法的な親子関係が認められることは、婚姻当事者にとっても子どもにとっても重要な人格的価値がある。さらに、現在は婚姻することが直ちにはない若年者にとっても¹⁹、同性との婚姻が法制度として認められることは、将来への展望が大きく開けることを意味するのであって、重要な人格的価値を持つ。

したがって、同性との婚姻を認めないという別異の取扱いは、重要な権利・利益についての大きな違いをもたらしていることからしても、厳格に審査されるべきである。

(4) 同性婚を認めない正当化事由の有無

① いわゆる歴史的伝統的な結婚観

正当化事由として、まず考えられるのは、同性婚を認めることは、婚姻の意義を生殖と子の養育を目的とする男女の結合であることを前提に異性婚を当然のものとしてきたいわゆる歴史的伝統的な結婚観を根底から覆し、婚姻制度を大幅に変更することになり許されないという考え方である。こ

¹⁷ 婚姻した夫婦には、①夫婦の同居・協力・扶助義務（民法752条）、②国民年金の第3号被保険者（国民年金法7条1項3号）、遺族年金（同37条、厚生年金法59条）、③配偶者控除（所得税法83条）、配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法19条の2）、④在留資格の取得（出入国管理及び難民認定法別表第1）、⑤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、⑥犯罪被害者等給付金支給法による遺族給付金など法令上多種多様の権利が認められている。

¹⁸ 婚姻した夫婦は、社会的にも承認され、法律で認められる権利義務以外にも、①勤務先企業の家族への福利厚生制度の利用、②患者の家族の医療同意及び臨終の際の同席、③賃貸住宅の家族としての同居、④保険契約の受取人となれることなど様々な便益を容易に受けることができる。

¹⁹ 同性に性的指向の向いている子どもは、孤立し、自らが異常ではないかと悩んだり、異常な関係とみられやしないかとその関係を隠さなければならないことになる。アメリカ合衆国47州の調査を分析した結果、同性婚についての政策は、過去10年における全高校生の報告された自殺企図を7%減少させることと関連が認められたとの報告もある（Julia Raifman, Ellen Moscoe, S. Bryn Austin, et. al., Difference-in-Differences Analysis of the Association Between State Same-Sex Marriage Policies and Adolescent Suicide Attempts, JAMA Pediatr. 2017;171(4) 350-356 <https://jamanetwork.com/journals/jamapediatrics/fullarticle/2604258>）。

のような主張は、同性婚に反対の立場から、他国の司法審査において繰り返されている。

しかし、そもそも、子どもを産み育てるかどうかを定めることは最も私的な領域に属することであり、人としての生き方の根幹に関わることから、憲法13条の自己決定権として、またはリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）として保障される²⁰。ゆえに、国家が子を養育している家庭を保護することは肯定され積極的に推進されるべきこととしても、国家が生殖と養育を目的とする男女の結合のみを婚姻として保護することは、それ以外の婚姻の在り方を認めないことの正当化事由足り得ない。

したがって、いわゆる歴史的伝統的な結婚観により婚姻の意義を生殖と子の養育を目的とするものと限定することは、そもそも婚姻について別異の例外を認めるための正当化事由とはなり得ない。

② 民法が定める他の消極的要件との関係

論者によっては、婚姻の自由や平等原則を理由にして同性婚を認めた場合には、民法が婚姻の実質的消極的要件の規定(民法731条から738条まで)で禁止している重婚なども認めざるを得ないことになりかねないとの懸念を示すことがある。

しかし、民法が定める婚姻の実質的消極的要件の制定理由は、要件ごとに異なっており、あくまで自己決定権や平等原則との関係で個別に検討していくべき問題である。例えば、重婚の禁止の趣旨は、婚姻が人と人の結合、つまり一対一の結合をその本質とすることにあり²¹、それ自体、個人の尊厳と両者の本質的平等に立脚した婚姻制度による当然の帰結と言える。それゆえ、重婚とは、自己決定権や平等原則との関係においても許されるべきものではないのであり、同性婚を認めることとは全く次元を異にするものである。

したがって、民法が定める他の消極的要件との関係は、性的指向によって別異の取扱いをする正当化事由とはなり得ない。

③ 手続的な混乱

²⁰ 日本弁護士連合会「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」（2017年2月16日）。なお仙台地裁令和元年5月28日判決（Westlaw Japan 文献番号2019WLJPCA05286001）。

²¹ 高橋朋子「732条」二宮周平編『新注釈民法（17）親族（1）』109～113頁，110頁（有斐閣，2017年）

現在の婚姻制度は、男女間を前提に規定され、同性婚には適用できない規定もあるため、民法や他の法令の改正には困難が伴い、各種行政手続にも混乱が生じるため、同性婚を認めることはできないとする考え方である。

しかし、アメリカを始め、同性婚を認めた国々で、同性婚が認められたことによって、手続的な混乱を生じたとの報告はこれまで特になされていない。

具体的な改正方法としては、民法の婚姻の章の冒頭に「二人の者による婚姻はその者の性別にかかわらず有効である」との条文を置くとともに、各法令における夫婦などの用語を同性の者による婚姻も含む用語に置き換えることが考えられる。また、嫡出推定（同 7 7 2 条）や再婚禁止期間（同 7 3 3 条）の適否なども技術的な問題にすぎない。これらは、同性婚を認めた諸外国・地域における例を参考にすることで、解決することができるはずである。

したがって、手続的な混乱についても、性的指向によって別異の取扱いをする正当化事由とはなり得ない。

(5) 小括

以上から、法制度上、同性婚を認めないことは、憲法 1 4 条の定める平等原則に反するものである^{22 23}。

3 憲法 2 4 条における同性婚についての許容性

(1) 問題の所在

憲法 2 4 条は、第 1 項で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と定めている。同項が「両性の合意のみ」との文言を用いていることから、同性間の合意による婚姻（同性婚）は、両性の合意を欠くものとして、憲法上、許容されていないのが問題となる。

(2) 憲法 2 4 条が禁止の趣旨を含むか

²² 巻・前掲注（11）115頁は、「『結婚の平等』を求める同性婚訴訟」について、憲法学研究者としての見地から、最高裁の憲法 1 4 条 1 項の判断の例からすると、「性的指向にもとづく結婚制度への参入の否定については、審査密度が厳格化されて立法事実に入り込んだ検討がなされ、違憲判断の蓋然性が大きいものと考えられる」とする。

²³ 同性との婚姻の場合も異性との婚姻の場合と同様に、万一、同性との婚姻を可能とすることにより子どもに不利益が生じる事項があるならば、しかるべき対策がとられるべきである。

憲法 24 条は、憲法の基本原理である「個人の尊厳」（13 条）と「両性の本質的平等」（14 条）を私法上の家族関係にまで及ぼし、家族生活における個人の尊厳と両性の平等を要求している。

同条 1 項は、当事者の合意のみを要件とする婚姻の自由を保障しているが、これは、自己の意思に反する婚姻を強制されず、また、婚姻の成否への両当事者以外の第三者の意思の介入を禁じることを目的としたものである²⁴。最高裁も、同項について、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。」と判示しているところであり（最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2586 頁）、同項の趣旨は婚姻が当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきものを明らかにする趣旨であって、同性婚を禁止する趣旨ではない。

そして、同条 2 項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定し、個人の尊厳と両性の本質的な平等が、家庭生活において法律を通じて具体化されなければならないことを定めている。同項の趣旨についても、上記最高裁判決は、「具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条 1 項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したもの」とした上で、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるもの」と判示した。このように、憲法 24 条全体の趣旨は、明治憲法時代の家父長制度の解体と個人の尊厳と両性の本質的平等を徹底した新しい家族制度の構築にあり、制度の構築に当たって立法裁量を画する意義をも有するというべきであり、このような同条 2 項の趣旨から同性婚を禁止する趣旨を読み取ることはできない。

(3) 憲法 24 条の文言それ自体による制約

次に憲法 24 条の趣旨にかかわらず、「両性の合意のみ」との文言自体が

²⁴ 旧民法 750 条 1 項は婚姻をするのには戸主の承諾を必要とし、また旧民法 772 条 1 項は婚姻について男性 30 歳・女性 25 歳になるまで父母の同意を必要としていた。

同性婚を禁止しているという議論が可能かが問題となる。

しかし、憲法の制定当時は、第3. 2 (2)に述べたとおり同性愛は精神障害として治療の対象とされていた時代であり、憲法の制定に当たって、同性婚を想定するようなことはあり得なかった。当然、憲法制定会議の議論においても、同性婚を禁止すべきか否かが議論されることもなかった²⁵。したがって、「両性の合意のみ」との文言が同性の婚姻を禁止する趣旨まで有すると考えることはできない。

(4) 小括

したがって、憲法24条は、同性婚を法律で認めることを禁止しておらず、その基本的な趣旨に照らせばむしろ許容しているものと考えべきである。

4 家族法上の制度としての「同性パートナーシップ制度」

(1) 問題の所在

1及び2で述べたとおり、婚姻の自由及び平等原則は、同一の婚姻制度を婚姻当事者の性別に関わりなく利用できることを求めるものである。

しかしながら、それでもなお同性カップルに婚姻を認めることに躊躇する立場から、婚姻に代わる家族法上の効力を持つ制度が提案されることがある。そのような制度は諸外国において先例があり、その制度内容には様々なものがあるが、①異性婚とは法的効力を異にするものと、②異性婚と法的効力が全く同一のものに大別できる（ここではいずれについても「同性パートナーシップ制度」と呼ぶことにする²⁶。別紙「諸外国・地域の状況」参照）。

なお、第3の6において、自治体においてパートナーであることを登録することや宣誓をしたことの証明書を発行する「パートナー宣誓等」の制度を紹介したが、これらは民法上の家族制度に変更を加えることを目的とするものではないから、ここで検討の対象とする「同性パートナーシップ制度」とは異なる。それら自治体のパートナー宣誓等の制度は、同性に性的指向が向く者の存在を認め人々の理解を促進した点に画期的意義があり、自治体の取組の広がりや、国レベルで家族法上の制度として本意見書の結論を実現することを社会が望んでいることを示すものである。

²⁵ 二宮周平『新注積民法（17）親族（1）』「前注731条～771条」79頁（有斐閣・2017年）。清水伸編著『逐条日本国憲法審議録 第2巻』（有斐閣・1962年）をみても同性の婚姻や家族関係についての議論は全くない。

²⁶ 別紙の「諸外国・地域の状況」をみると同性パートナーシップ制度が導入された国では、その後、同性婚そのものが認められるようになるのが通例である。歴史的に、同性パートナーシップ制度は、同性婚へと結実する傾向にある。

① 異性婚とは法的効力を異にする制度を導入する場合

仮に、異性婚とは法的効力を異にする同性パートナーシップ制度を導入する場合、平等原則の要請からは、異性のカップルに認められている法的利益や社会的便益に比べ、劣っていることが明らかな制度を構築することは、正当な理由なく同性同士の結合を不利益に扱うものであって許されないとはいわざるを得ない。

② 異性婚と法的効力が同一であるが名称の異なる制度を導入する場合

異性婚と内容は全く同じであるが、「婚姻」ではなく「パートナーシップ」という名前を冠した制度を設けることは、許されるであろうか。

同性パートナーシップ制度として、異性同士の婚姻と内容が同じ制度を用意したとしても、そのような分離した制度を設けること自体によって、同性のカップルは異性のカップルに準ずる存在とのメッセージが発せられることになる。したがって、そのような分離した制度を設けること自体が同性愛者の人格価値の平等を損なうものであって、やはり平等原則違反となるとはいわざるを得ない²⁷。

性的指向ゆえの差別や不利益、暮らしにくさ、生きにくさは依然として続いている。同性愛者は、同性に関心を持つことで悩んだり、親や兄弟の理解を得られず関係が断絶したり、就職が困難であったり、仕事の上で不利益を受けたり、転職や低収入を余儀なくされたりすることがある。いじめや暴力を受けることもある。カミングアウトを相手や周囲が受け止めてくれるとは限らず、人間関係の悪化につながることもある。自殺を考える人も多い²⁸。社会的又は身体的な性別に違和感がある者²⁹であって、同時に同性に性的指向が向く者は、より多重的に生きづらさを抱えることがある。そのような中で、性的指向のみを理由にして異なる制度を導入することは、同性同士の結合を劣った存在として扱っている印象を与え、かえって差別や偏見を助長するおそれがあることに理解を致すべきである。

(2) 事実上の不利益

²⁷ 米連邦最高裁 *Brown v. Board of Education of Topeka*, 347 U.S. 483 (1954) は、公的な教育の分野における人種差別について、「分離すれども平等」と考える余地がないとした。

²⁸ 日高庸晴・木村博和・市川誠一『ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート：厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業2』（2007年）によると、男性と性経験のある男性を対象にして調査したところ、自殺未遂をしたことのある者はそのうちの14.0パーセント、これまでに自殺を考えたことがある者は65.9パーセントであった。また前掲注19参照。

²⁹ 世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD-11・2019年）においては、疾病としての性同一性障害の概念は廃止されて、状態としての性別不合という概念が採用されている。

同性パートナーシップ制度を構築しても、婚姻と異なり人々に内容が簡単には理解されないし、やはり婚姻とは同じに扱われないことが予想される。そのような事実上の不利益や差別が避けられない以上、平等な制度とは言えない。

(3) 小括

以上のとおり、同性パートナーシップ制度は、各国で社会的歴史的に積極的な役割を果たしてきた点については評価できるが、人格的価値の平等の観点からは不十分であることは否めず、同性愛者に対する差別や偏見を助長するおそれを孕んでいる点に留意せざるを得ない。したがって、国家の制度として、婚姻制度とは別の同性パートナーシップ制度を導入したとしても、憲法14条の平等原則違反が解消されるものではないと評さざるを得ない。

5 結語

以上のとおり、同性婚を認めないことは、憲法13条、憲法14条に反する重大な人権侵害であると評価せざるを得ないこと、及び憲法24条は同性婚を法律で認めることを禁止する趣旨とは考えられないことに照らせば、我が国は、速やかに同性婚を認め、これに関連する法令の改正をすべきであり、当連合会は、第1記載のとおり意見するものである。

以 上

(別紙 同性婚が認められないことによる不利益の例)

(1) 性的指向が同性に向くことのあるAの場合

Aは、同じ性別のPと、長年一緒に暮らしてきたが、相続人となることができなかった。このため、長年暮らしてきた家からも退去しなければならず、経済的にもやっていけない。

(2) 性的指向が同性に向くことのあるBの場合

Bは、同じ性別のQと暮らしてきたが、Qの入院時に、家族として扱われなかった。医師から病状の説明を聞くことも病室に入ることもできなかった。

(3) 性的指向が同性に向くことのあるCの場合

Cは、男性のRと婚姻して子Sも出産したものの、どうしても自分でもよく分からなかったがどうしてもRとの婚姻生活を続けられずに離婚した。離婚後、同性のDと出会い、Dと一緒に暮らしている。子のSは、Dとともに育てている。子の親権は、Cが有しているが、Dは法的にはSとは何のつながりもない。Cは、病気で死んだときなどに、Sがどうなるのか心配である。

(4) 性的指向が同性に向くことのあるDの場合

D(日本国籍)は、同性のT(外国籍)とX国で婚姻してX国で長年一緒に暮らしてきた。DとTは、Dの仕事の都合で日本に戻りたいと考えている。しかし、日本民法では同性婚が認められておらず、法の適用に関する通則法は婚姻の成立は各当事者について、その本国法によるとしていることから、入国管理局の担当官は、Tに対して、TはDの配偶者に該当しないから日本人の配偶者等の在留資格を認める余地はないと主張している。

(5) 性的指向が同性に向くことのあるEの場合

Eは、同性のUと婚姻しているのと同様な生活をしてきたつもりであったが、最近、UがEに対して殴る蹴るの暴力を繰り返しており、生命の危険を感じるようになった。DV防止法の保護命令の対象に同性同士は入らないという考え方がありのようなので、保護命令を申し立てても認められないか不安である。

(6) 性的指向が同性に向くことのあるFの場合

Fは、現在、恋人もパートナーもいないが、好きになるのはいつも同性の人である。親きょうだいで話すときも、職場の同僚と雑談するときも、婚姻するのは男性と女性であることが前提となっていて、同性同士で交際したりパートナーとして人生を歩むことも話には出てこない。同性を好きになる者の存在が認められていないように感じる。中高生の頃には、同性を好きになるのは異常ではないかと悩んでいた。

(別紙 諸外国・地域の状況)

① 英国

イングランド及びウェールズでは、2004年にシビル・パートナーシップ法によって、婚姻と同様の効果を有する異なる制度を同性のカップルのみが利用できるようにした。その後、2013年、婚姻（同性カップル）法は、その第1条「同性のカップルへの婚姻の拡張」において「同性のカップルの婚姻も法律上有効である。」と定め、同性婚が認められた。なお、同性のカップルの共同養子縁組は同性婚より先に認められていた。

スコットランドも、同様の経過をたどり、2004年のシビル・パートナーシップ法による婚姻と同様だが異なる制度の導入後、2014年に婚姻シビル・パートナーシップ法により、同性婚が認められた。

北アイルランドにおいては、2005年にシビル・パートナーシップ制度が導入されたが、同性の婚姻は認められていない。

② アイルランド

アイルランドでは、2010年にシビル・パートナーシップ並びに同居人の特定の権利と義務法によって、婚姻と同様の効果を有する婚姻とは異なるシビル・パートナーシップ制度が、同性のカップルにのみ利用可能な制度として導入された。しかし、2015年、同性婚を認める憲法改正への賛否を問う国民投票で賛成票が反対票を大きく上回り、同性婚が認められた。

③ ドイツ

ドイツでは、2001年から同性パートナーシップ的な制度が設けられていた。2017年に「同性カップルの婚姻の権利を認める法律」が成立し、同年10月1日より施行された。同法は、第1に、民法1353条「婚姻共同体」の第1文を「婚姻は、異なる又は同じ性の二人の者により終生のものとしてなされる。」と改めて、民法1309条「外国人の婚姻可能なことの証明」で、同性の者による婚姻のためには本国が婚姻障害なきことの証明書を発行しない場合でも同性の者との婚姻を可能とし、第2に、関連法規の改正として、ライフ・パートナー登録法によるライフ・パートナーを婚姻に変更することを認めたほか、ごく少数の技術的な改正を定めて、第3に、公布から3か月の月の最初の日に施行することなどを定めている。

④ フランス

フランスでは、1999年に婚姻とは別の制度として異性又は同性の2人のユニオンをドメスティック・パートナーシップとして認める市民連帯協約が導入さ

れた。その後、2013年に民法に「婚姻は、異性又は同性の二人の間で成立する。」と定めて同性婚を認めた。

⑤ デンマーク

デンマークは、1989年、世界で初めての同性カップルの登録パートナーシップ法を成立させた。その後、2012年に同性婚を認めた。

⑥ オランダ

オランダは、1998年に同性・異性のカップルの利用できる登録パートナーシップ制度を導入した。その後、2001年、世界で初めて同性婚を認めた。

⑦ ニュージーランド

ニュージーランドは、2004年、シビル・ユニオン法により、婚姻と同様の制度を同性カップルのために導入したが、2013年、婚姻法を改正して、婚姻の範囲を男女間から、性別、性的指向又は性同一性（性自認）を問わない二者間に拡大した。

⑧ オーストラリア

オーストラリアは、いくつかの州及び地域において同性パートナーシップ的な制度があったが、2017年、連邦の婚姻法で、婚姻を「一人の男性と一人の女性」によるものから「二人の者」によるものと改めて、同性婚を認めた。

⑨ スペイン

スペインは、2005年、民法を改正して、婚姻は、当事者が同性であれ異性であれ同様の要件及び効果を有すると規定した。その後、議員の一部が、憲法裁判所に対して憲法違反を主張して訴えたところ、2012年、憲法裁判所は憲法に反するものではないとした。

⑩ 南アフリカ共和国

南アフリカ共和国では、2006年にシビル・ユニオン法が制定されて、性別を問わずシビル・ユニオンを形成することができ、シビル・ユニオンは婚姻又はシビル・パートナーシップのどちらとしても登録できることとなった。分かりにくい同性との婚姻が可能である。

⑪ アメリカ合衆国

後記連邦最高裁判決が出されるまでは、同性婚を認めない州や同性間のシビル・パートナーシップしか認めない州もあったが、既に多くの州では同性婚を認めていた。そのような状況の下で、2015年6月26日、連邦最高裁判決 (*Obergefell v. Hodges*, 135 S.Ct. 2584 (2015)) は、憲法修正14条のデュープロセス及び平等な保護の条項により保障される婚姻の権利を同性のカップルも奪われることはなく、婚姻を異性間に限る州法は無効であり、州は他州で適法

になされた婚姻を同性間のものであることを理由として承認することを拒否してはならないとした。

これにより全州で同性婚を認めることになった。各州においては、特段の立法を待つことなく、同性婚が受け付けられるようになった。

⑫ カナダ

2003年にオンタリオ州の最上級裁判所、そしてブリティッシュコロンビア州の最上級裁判所、2004年にケベック州の最上級裁判所がそれぞれ同性カップルに婚姻する権利を認めた。他の様々な州の裁判所がこれに続き、2005年、市民婚姻法2条により、婚姻を「排他的な二人の人間の法的な結合である」と定めて全カナダで同性婚が認められた。

⑬ 台湾

2017年、台湾の大法官会議は、「民法4編親族第2章婚姻の規定は、性別を同じくする両名については、共同生活を営む目的のために、親密性と排他性ある永続的な結合関係を成立させていない。この限りにおいて、憲法22条が保障する人民の婚姻自由及び第7条が保障する人民の平等権の趣旨に反している。関係機関は本解釈公布の日から2年以内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない。いかなる方式により婚姻自由に対する平等な保護を達成するかについては、立法機関の裁量に委ねる。期限が過ぎても関係する法律を改正ないし制定しなかった場合には、性別を同じくする両名につき上述のような永続的な結合関係を成立させるために、上述の婚姻章の規定にしたがって、二人以上の証人が署名した書面を持参することで、戸政機関において結婚登録をなし得るものとする。」³⁰とした。この判旨を受け、2019年5月に特別法が制定・施行され、施行当日には526組の同性当事者の婚姻届出がなされている。

⑭ オーストリア

オーストリアでは、2010年にシビルパートナーシップ制度によって異性のカップルが婚姻により認められる権利と同様の権利が認められるようになっていたが、憲法裁判所は、2017年、「婚姻と法的なパートナーシップ制度の違いは、同性のカップルに対する差別を生じさせることなしには維持しえない。」
「なぜなら、2つの制度に分離していることは、同性を愛する者を異性を愛する

³⁰ 鈴木賢明治大学法学部教授・北海道大学名誉教授による翻訳
https://docs.wixstatic.com/ugd/ff3b59_c523efd58ae544f2b0c491294aaeb406.pdf 最終アクセス日 2017年6月14日。

者とは等しくないということを意味するからである。」とした上で、立法されたとき又は2019年からは同性のカップルも婚姻できるものとした。

⑮ 欧州人権裁判所

欧州人権裁判所は、2015年、イタリアに対して、同性のカップルについて、およそ何らの保障も与えていないのは条約8条の家族生活の保障を侵害しており許されないとした *Oliari and Others v. Italy* (Applications nos. 18766/11 and 36030/11)。それに対して、イタリアは、2016年5月、同性パートナーシップを立法して対応したが、欧州において同性婚への移行例が多々ある中でのことである。また、欧州人権裁判所は、同年6月、*Taddeucci and McCall v. Italy* (Application no. 51362/09) にて、イタリアに対して、2005年に同性のカップルを婚姻していない異性のカップルと同様に扱ってイタリア国民とカップルである他国民に対して家族であることを理由とする在留資格を認めなかったことを条約8条・14条差別禁止の違反とした。

⑯ EU司法裁判所

EU司法裁判所は、*Coman v. Inspectoratul General pentru Imigrări* (C673/16) にて、(1) 連合の市民が移動の自由を行使して国籍国ではない加盟国に移住して加盟国でない国の同性の国民と在留している国で法律上の婚姻をして家族生活を創出又は強化したときには、TFEUの21条(1)は、当該EU市民が国民となっている加盟国の当局は、その国が同性の者の間の婚姻を認めていないことを理由として、その第三国の国民に対して領域内で居住する権利を与えることを拒絶することを許していないと解すべきであり、(2) そのようなとき、第三国の市民は当該EU市民が国民となっている加盟国の領域にその国の法により3か月以上の期間居住する権利があるとした。

⑰ 米州機構

米州人権裁判所は、2018年、加盟国は「同じ性別の者の間の家族の紐帯から派生する全ての権利を認め保障しなければならない」「婚姻する権利を含めて既存の司法的制度のすべてへのアクセスを保障しなければならない」との勧告意見を発した。